

市第 107 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（
平成16年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号ア中「（神奈川県を除く。）」を削り、「費用」の
次に「（多国籍企業者企業立地等に係る固定資産の取得に要する費
用を除く。）」を加え、同号イ中「企業立地等助成金」を「助成金
」に改め、同号を同条第11号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (10) 多国籍企業者企業立地等 多国籍企業者又は多国籍企業者の
関係会社（当該多国籍企業者が財務諸表等の用語、様式及び作
成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 5 条第 1 項
第 1 号の財務諸表提出会社である場合における同令第 8 条第 8
項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）が行う企業立地等
のうち、次に掲げる行為をいう。

ア 横浜市区域内に本社等を設置していない多国籍企業者が
本社等を設置すること。

イ 横浜市区域内に研究所を設置していない多国籍企業者が

研究所を設置すること。

ウ 多国籍企業者の関係会社が規則で定める行為をすること。

第 2 条第 6 号イ中「規則で定める本社機能等を備えた事業所（以下「本社等」という。）」を「本社等」に改め、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(7) 本社等 規則で定める本社機能等を備えた事務所をいう。

(8) 研究所 別表第 2 の指定産業に係る研究開発を行う施設をいう。

第 2 条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 多国籍企業者 次のいずれかに該当する中小企業者又は大企業者をいう。

ア 日本国外の 2 以上の国又は地域（以下「国等」という。）において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う中小企業者又は大企業者

イ 外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の 2 以上の国等において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う当該外国会社が設立した中小企業者又は大企業者であって、規則で定めるもの

第 3 条第 1 項中「前条第 6 号ア」を「前条第 9 号ア」に改める。

第 4 条第 1 項中「、第 2 号及び第 4 号」を「から第 4 号まで」に改め、「事項の変更」の次に「（同項第 3 号に掲げる事項の変更にあつては、同条第 3 項の規定により認定を受けた多国籍企業者が多国籍企業者でなくなる場合に限る。）」を加える。

第 5 条第 1 項中「承継する」の次に「ことができる」を加え、同条第 2 項中「を承継した」を「の承継を受けようとする」に、「に届け出なければ」を「の承認を受けなければ」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業計画（第 4 条第 1 項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って企業立地等を行っていないと認めるとき。
- (2) 第 3 条第 4 項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるとき。
- (3) 第 14 条第 1 項の規定により当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部の廃止の届出があったとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

第 7 条第 1 項中「当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「第 12 条の規定により投下資本額が確定した」に、「固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「当該投下資本額が確定した」に改め、同条第 2 項中「。以下この項において同じ」を削り、「当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「第 12 条の規定により投下資本額が確定した」に、「固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「当該投下資本額が確定した」に改め、同条第 3 項中「当該固定資産を当該認定事業計画に基

づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「第12条の規定により投下資本額が確定した」に、「固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった」を「当該投下資本額が確定した」に改め、同項第4号中「償却資産」の次に「（別表第2に規定する償却資産をいう。第8条の3第1項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 固定資産取得事業者が第1項の規定による固定資産税の税率の特例又は第2項の規定による都市計画税の税率の特例の適用を受けようとする当該年度の初日の属する年の1月1日に、当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、当該1月1日を賦課期日とする年度については、第1項又は第2項の規定は適用しない。

第8条第1項中「認定事業計画に係る投下資本額が」を「第12条の規定により確定した投下資本額が」に改め、「別表第3」の次に「（認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第4）」を加え、「（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあっては、当該助成率以内で規則で定める割合）」を削り、「企業立地等助成金（以下「助成金」という。）」を「助成金」に改め、同項ただし書中「別表第4」を「別表第5（認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第6）」に改め、「（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対象となった固定資産の取得に要する費用が含まれる場合にあっては、当該上限額

の範囲内で規則で定める額)」を削り、同条第 2 項中「3 年」の次に「（固定資産賃借企業立地等が多国籍企業者企業立地等である場合にあっては、4 年）」を加え、「別表第 5」を「別表第 7」に改め、同条第 3 項中「助成金」を「前 2 項の助成金」に改め、「期日」の次に「（以下「期日」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該助成金の交付を受けようとする者が当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、申請することができない。

第 8 条第 4 項中「交付する」の次に「第 1 項又は第 2 項の」を加え、同条第 6 項中「ほか、」の次に「第 1 項及び第 2 項の」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

第 8 条の 2 市長は、認定事業者が当該企業立地等に係る事業を開始した日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日において、当該認定事業者が雇用する規則で定める市民雇用者（以下「市民雇用者」という。）が当該事業を開始した日から、当該事業を開始した日における市民雇用者の数の 100 分の 10 に相当する人数（少数点以下の端数がある場合にあっては、これを切り上げた数に相当する人数）以上（当該事業を開始した日に市民雇用者を雇用していない場合にあっては、1 人以上）増加したときは、当該増加した人数に応じて別表第 8 に規定する助成金を当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、当該企業立地等に

係る事業を開始した日及び当該企業立地等に係る事業を開始した日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する市民雇用者の人数を期日までに、市長に報告しなければならない。

3 第 1 項の助成金の交付を受けようとする者は、期日までに市長に申請しなければならない。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の助成金について準用する。この場合において、同条第 4 項中「に係る企業立地等が認定事業計画に基づく」とあるのは、「が第 8 条の 2 第 1 項の規定に適合する」と読み替えるものとする。

第 8 条の 3 市長は、第 12 条の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の取得、新築及び増築並びに償却資産の取得に係る費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の 100 分の 1 に相当する額の助成金を当該固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(1) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が当該費用の 100 分の 50 に相当する額を超えていること。

(2) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が、固定資産取得事業者が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 1,000,000,000 円以上であること。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の助成金について準用する。この場合において、同条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項中「第 8 条の 2 第 1 項」とあるのは、「第 8 条の 3 第 1 項」と

読み替えるものとする。

第12条中「上で、交付すべき」の次に「第8条第1項の」を加え、「助成金の額は」を「当該助成金の額は」に、「基づき第8条第1項の規定により算定する」を「別表第3（認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあっては、別表第4）に規定する事業所の種類ごとの助成率を乗じて得た」に改める。

第13条中「認定事業者は、」を「固定資産取得事業者にあっては」に、「次条の規定により、休止した期間を除く」を「当該事業を休止した期間がある場合にあっては、10年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）、固定資産賃借事業者にあっては企業立地等に係る事業を開始した日から7年を経過する日までの間（当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7年に当該休止した期間を加えた期間」に改める。

第14条第1項中「認定事業者は、」を「固定資産取得事業者にあっては」に改め、「おいて」の次に「、固定資産賃借事業者にあっては企業立地等に係る事業を開始した日から7年を経過する日までの間において」を加える。

第15条第1項中「市長は、」の次に「第8条から第8条の3までの」を加え、「の各号」を削り、「第8条第4項」の次に「（第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第2号中「第8条第5項」の次に「（第8条の2第4項及び第8条の3第2項において準用する第8条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第4号中「助成金」を「当該助成金」に改める。

第16条中「助成金が」を「当該助成金が」に改める。

第17条中「市長は、」の次に「第 8 条から第 8 条の 3 までの」を加える。

附則第 1 項の見出しを削り、同項中「平成24年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改め、同項の項番号を削る。

附則第 2 項及び第 3 項を削る。

別表第 2 中「（第 2 条第 6 号、第 7 号）」を「（第 2 条第 8 号、第 9 号及び第11号、第 7 条第 3 項第 4 号）」に改め、同表京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域の項を次のように改める。

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域	環境・エネルギー、医療・健康及びITに関連する分野で規則で定めるもの（以下「重点産業」という。）並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下これらを総称して「指定産業」という。）	1 中小企業者が事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。 2 1 に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。 中小企業者が事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。 1 大企業者が本社等又は研究所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。 (2) 自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。 2 1 に掲げる固定資産の取得に併せて、本社等又は研究所の設備を新設し、又は増設する目的
-------------------------------------	--	--

	<p>で、償却資産を取得すること。</p> <p>3 大企業者が事務所（本社等を除く。）又は工場を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に重点産業の事業の用に供する家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>4 3に掲げる固定資産の取得に併せて、事務所（本社等を除く。）又は工場の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</p> <p>大企業者が重点産業の事業の用に供する研究所又は工場の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</p>
すべての分野	<p>1 指定産業の研究所又は工場として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産業の研究所又は工場の設備として賃貸する目的で、償却資産を取得すること。</p>

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 8 条第 1 項、第 12 条）

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	10パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第 5 第 2 項中表の部分を次のように改める。

助成金算定基準額	金額
4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上 100,000,000円以下	助成金算定基準額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
100,000,001円以上	100,000,000円

別表第 5 を別表第 7 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 6 (第 8 条第 1 項)

費用の種類	上限額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	2,000,000,000円

別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 (第 8 条第 1 項、第12条)

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	15パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表に次の 1 表を加える。

別表第 8 (第 8 条の 2 第 1 項)

市民雇用者増加数	金額
1人以上 9人以下	500,000円
10人以上 19人以下	5,000,000円

20人以上	29人以下	10,000,000円
30人以上	39人以下	15,000,000円
40人以上	49人以下	20,000,000円
50人以上	59人以下	25,000,000円
60人以上	69人以下	30,000,000円
70人以上	79人以下	35,000,000円
80人以上	89人以下	40,000,000円
90人以上	99人以下	45,000,000円
100人以上		50,000,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第6条第1項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例第3条第1項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。

提 案 理 由

企業立地等事業計画の認定を申請することができる期間を延長し

、かつ、支援対象、助成率等を見直すことにより、企業立地等の促進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 多国籍企業者 次のいずれかに該当する中小企業者又は大企業者をいう。

ア 日本国外の 2 以上の国又は地域（以下「国等」という。）において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う中小企業者又は大企業者

イ 外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の 2 以上の国等において規則で定める現地法人を設立して事業活動を行う当該外国会社が設立した中小企業者又は大企業者であって、規則で定めるもの

(6) （本文省略）

(5) (7) 本社等 規則で定める本社機能等を備えた事務所をいう。

(8) 研究所 別表第 2 の指定産業に係る研究開発を行う施設をいう。

(9) (6) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。

（ア省略）

イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、本社等規則で定

める本社機能等を備えた事業所（以下「本社等」という。）
を設置すること（みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関
内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域にお
いて家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところによ
り設置するときに限る。）。

(10) 多国籍企業者企業立地等 多国籍企業者又は多国籍企業者の
関係会社（当該多国籍企業者が財務諸表等の用語、様式及び作
成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第5条第1項
第1号の財務諸表提出会社である場合における同令第8条第8
項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）が行う企業立地等
のうち、次に掲げる行為をいう。

ア 横浜市の区域内に本社等を設置していない多国籍企業者が
本社等を設置すること。

イ 横浜市の区域内に研究所を設置していない多国籍企業者が
研究所を設置すること。

ウ 多国籍企業者の関係会社が規則で定める行為をすること。

(11) 投下資本額 別表第2に定める固定資産の取得に要する費用
(7) で、次に掲げるものを控除したものをいう。

ア 国、他の地方公共団体（神奈川県を除く。）その他公共的
団体の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付の対
象となった固定資産の取得に要する費用（多国籍企業者企業
立地等に係る固定資産の取得に要する費用を除く。）

イ 第7条の規定による税率の特例の適用を受け、又は第8条
の規定による助成金
企業立地等助成金 の交付の対象となった固定資

産の取得に要する費用

(ウ及びエ省略)

(企業立地等事業計画の認定等)

第 3 条 中小企業者及び大企業者は、前条第 9 号ア
前条第 6 号アに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産取得企業立地等」という。)を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 1,000,000,000 円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等(以下「固定資産賃借企業立地等」という。)を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画(以下「企業立地等事業計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(認定事業計画の変更)

第 4 条 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画(以下「認定事業計画」という。)の変更(前条第 2 項第 1 号 から第 4 号
まで 第 2 号及
び第 4 号
あつては、同条第 3 項の規定により認定を受けた多国籍企業者が
多国籍企業者でなくなる場合に限る。)に限る。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

(第 2 項省略)

(承継)

第 5 条 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは

分割（当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により認定事業者の地位の承継を受けようとする者を承継したは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならに届け出なければ
ない。

（企業立地等事業計画の認定の取消し等）

第 6 条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、そ
市長は、認定事業者が認定事業計画（第 4 条第 1 項の変更
の認定を取り消すことができる。
の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従っ

て企業立地等を行っていないと認めるとき、又は第 3 条第 4 項に
規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始して
いないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業計画（第 4 条第 1 項の変更の認定があったときは、
その変更後のもの。以下同じ。）に従って企業立地等を行って
いないと認めるとき。

(2) 第 3 条第 4 項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に
係る事業を開始していないと認めるとき。

(3) 第 14 条第 1 項の規定により当該企業立地等又は当該企業立地
等に係る事業の全部の廃止の届出があったとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに
基づく市長の処分に違反したとき。

(第 2 項省略)

(固定資産取得企業立地等に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税の税率の特例)

第 7 条 固定資産取得企業立地等を行う認定事業者 (以下「固定資産取得事業者」という。) が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産であって、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税の税率は、横浜市市税条例 (昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号) 第 48 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により投下資本額が確定し、当該固定資産を当該認定事業計画に基づいた
く固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった
日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (当該投下資本額が確定した
固定資産取得企業立地等に係る
事業の用に供することとなった 日が 1 月 1 日である場合は、その日の属する年の 1 月 1 日) を賦課期日とする年度から 5 年度分の固定資産税に限り、100 分の 0.7 とする。

2 固定資産取得事業者が、認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した固定資産 (土地及び家屋に限る 。以下この項において同じ。) であって、当該固定資産取得事業者が所有し、かつ、当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供するものに対して課する都市計画税の税率は、横浜市市税条例第 132 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により投下資本額が確定した
事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供す
ることとなった 日の属する年の翌年の 1 月 1 日 (当該投下資本額
が確定した
固定資産取得企
業立地等に係る事業の用に供することとなった 日が 1 月 1 日である場合は、その日の属する年の 1 月 1 日) を賦課期日とする年度

から 5 年度分の都市計画税に限り、100 分の 0.15 とする。

- 3 前 2 項の規定の適用を受けようとする者は、第 12 条の規定により当該固定資産を当該認定事業計画に基づく固定資産取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の 1 月 31 日（当該投下資本額が確定した）取得企業立地等に係る事業の用に供することとなった日が 1 月 1 日である場合は、その日の属する年の 1 月 31 日）までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 償却資産（別表第 2 に規定する償却資産をいう。第 8 条の 3 第 1 項において同じ。）を取得した場合は、所在地、種類、数量、取得価額、取得年月日及び耐用年数

（第 5 号省略）

- 4 固定資産取得事業者が第 1 項の規定による固定資産税の税率の特例又は第 2 項の規定による都市計画税の税率の特例の適用を受けようとする当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日に、当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているときは、当該 1 月 1 日を賦課期日とする年度については、第 1 項又は第 2 項の規定は適用しない。

（企業立地等助成金）

- 第 8 条 市長は、第 12 条の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては 500,000,000 円以上、大企業者にあつては 5,000,000,000 円以上となるときは、当該投下資本額に別表第 3（認定事業計画が多国籍企業者企業立地等に係るものである場合にあつては、別表第 4）に規定する事業所の種類ごとの助成率（当該認定事業計画に係る投下資本額に、神奈川県の補助金、奨励金その他こ

4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する第 1 項又は第 2 項の助成金の額を決定するものとする。

(第 5 項省略)

6 前各項に定めるもののほか、第 1 項及び第 2 項の助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 条の 2 市長は、認定事業者が当該企業立地等に係る事業を開始した日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日において、当該認定事業者が雇用する規則で定める市民雇用者（以下「市民雇用者」という。）が当該事業を開始した日から、当該事業を開始した日における市民雇用者の数の 100 分の 10 に相当する人数（少数点以下の端数がある場合にあっては、これを切り上げた数に相当する人数）以上（当該事業を開始した日に市民雇用者を雇用していない場合にあっては、1 人以上）増加したときは、当該増加した人数に応じて別表第 8 に規定する助成金を当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、当該企業立地等に係る事業を開始した日及び当該企業立地等に係る事業を開始した日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日における当該認定事業者が雇用する市民雇用者の人数を期日までに、市長に報告しなければならない。

3 第 1 項の助成金の交付を受けようとする者は、期日までに市長に申請しなければならない。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の助成金について準用する。この場合において、同条第 4 項中「に係る企業立地等が認定事業計画に基づく」とあるのは、「が第 8 条の 2 第 1 項の規定に適合する」と読み替えるものとする。

第 8 条の 3 市長は、第 12 条の規定により確定した固定資産取得事業者に係る投下資本額のうち、家屋の取得、新築及び増築並びに償却資産の取得に係る費用が次のいずれにも該当するときは、当該費用の 100 分の 1 に相当する額の助成金を当該固定資産取得事業者に対して交付することができる。ただし、当該固定資産取得事業者が期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(1) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が当該費用の 100 分の 50 に相当する額を超えていること。

(2) 当該費用のうち規則で定める市内事業者に発注した額が、固定資産取得事業者が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 1,000,000,000 円以上であること。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の助成金について準用する。この場合において、同条第 4 項において準用する第 8 条第 4 項中「第 8 条の 2 第 1 項」とあるのは、「第 8 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。

(助成金の額の確定等)

第 12 条 市長は、第 10 条の報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、交付すべき第 8 条第 1 項の助成金の額を確定し

、当該固定資産取得事業者に通知しなければならない。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、第 3 条第 1 項の認定を受けた企業立地等事業計画に記載された同条第 2 項第 6 号に掲げる投下資本額に別表第 3 (認定事業計画が多国籍企業者企業立地等) に基づき第 8 条第 1 項の規定により算定する等に係るものである場合にあっては、別表第 4) に規定する事業所の種類ごとの助成率を乗じて得た額を超えないものとする。

(企業立地等に係る事業の継続義務)

第 13 条 固定資産取得事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から 10 年を経過する日までの間 (当該事業を休止した期間がある場合にあっては、10 年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から 7 年を経過する日までの間 (当該事業を休止した期間がある場合にあっては、7 年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

第 14 条 固定資産取得事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から 10 年を経過する日までの間において、固定資産賃借事業者にあつては企業立地等に係る事業を開始した日から 7 年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(第 2 項省略)

(交付の決定の取消し)

第 15 条 市長は、第 8 条から第 8 条の 3 までの助成金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条第 4 項(第 8 条の 2 第 4 項及び第 8 条の 3 第 2 項において準用する第 8 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(第 1 号省略)

(2) 第 8 条第 5 項(第 8 条の 2 第 4 項及び第 8 条の 3 第 2 項において準用する第 8 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)

の規定により付された条件に違反したとき。

(第 3 号省略)

(4) 虚偽その他の不正の行為により、当該助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(第 5 号及び第 2 項省略)

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、当該助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第 17 条 市長は、第 8 条から第 8 条の 3 までの助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 3 月 31 日
平成 24 年 3 月 31 日
までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する
。

(企業立地等事業計画の認定の特例)

- 2 固定資産賃借企業立地等を行う者が、当該固定資産賃借企業立
地等に係る事業所の設備について、横浜市企業立地等促進特定地
域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例（平成 21
年 3 月横浜市条例第 8 号）による改正前の横浜市企業立地等促進
特定地域における支援措置に関する条例（以下「旧条例」という
。）第 2 条第 5 号ウに掲げる行為に係る企業立地等に係る企業立
地等事業計画の認定（旧条例第 3 条第 3 項の認定をいう。）を受
け、又は受けることとなる場合にあっては、市長は、第 3 条第 3
項の規定にかかわらず、その者の当該固定資産賃借企業立地等に
係る企業立地等事業計画について同項の認定をしないものとする
。

(企業立地等助成金の特例)

- 3 助成金の交付を受けようとする固定資産取得事業者が、当該助
成金に係る企業立地等促進特定地域と同一の企業立地等促進特定
地域において旧条例第 8 条第 1 項に規定する助成金の交付を受け
、又は受けることとなる場合であって、第 8 条第 1 項の規定によ
り算定することとなる助成金の額が、5,000,000,000 円（旧条例第 8
条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規
定により規則で定める額）から当該同一の企業立地等促進特定地

域において旧条例第 8 条第 1 項の規定により交付し、又は交付することとなる助成金の額を減じた額（以下「旧助成金残余额」という。）を超えるときは、その者の助成金については、旧助成金残余额に相当する額を第 8 条第 1 項本文の定めるところにより交付することができる。

別表第 2（第 2 条第 8 号、第 9 号及び第 11 号、第 7 条第 3 項第 4 号（第 2 条第 6 号、第 7 号））

企業立地等 促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
（省 略）		
京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域及び内陸北部工業地域	<u>環境・エネルギー IT、バイオ、一、医療・健康環境、先端技術及び IT に関連及びする分野で規則で定めるもの（以下「重点産業」という。）並びに</u>	1 <u>中小企業者が</u> 事業所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。 (1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</u> (2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u> 2 1 に掲げる固定資産の取得に併せて、事業所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。
	<u>自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下これを総称して「指定産業」という。）</u>	<u>中小企業者が</u> 事業所の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。
		1 <u>大企業者が本社等又は研究所を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u> (1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土</u>

		<p><u>地に存する家屋を取得すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p>2 <u>1に掲げる固定資産の取得に併せて、本社等又は研究所の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</u></p> <p>3 <u>大企業者が事務所（本社等を除く。）又は工場を設置し、又は拡張する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</u></p> <p>(1) <u>土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</u></p> <p>(2) <u>自ら所有する土地に重点産業の事業の用に供する家屋を新築し、又は増築すること。</u></p> <p>4 <u>3に掲げる固定資産の取得に併せて、事務所（本社等を除く。）又は工場の設備を新設し、又は増設する目的で、償却資産を取得すること。</u></p> <p><u>大企業者が重点産業の事業の用に供する研究所又は工場の設備を新設し、増設し、又は規則で定めるところにより更新する目的で、償却資産を取得すること。</u></p>
<p>すべての分野</p>		<p>1 指定産業の<u>研究所又は工場</u>として賃貸する目的で、次のいずれかに該当する行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に</p>

		<p>家屋を新築する 新築し、若しくは増築し、又は当該土 地に存する家屋を取得する こと。</p> <p>(2) 自ら所有する土地に家屋を新築する 新築し、又は増 築すること。</p> <p>2 1に掲げる固定資産の取得に併せて、指定産 業の研究所又は工場の設備として賃貸する目的 事業所で、償却資産を取得すること。</p>
--	--	--

別表第 3 (第 8 条第 1 項、第 12 条)
(第 8 条第 1 項)

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	10パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

事業所の種類	助成率
研究所	10パーセント
研究所以外の事業所	8パーセント

別表第 4 (第 8 条第 1 項、第 12 条)

事業所の種類	助成率
本社等及び研究所	15パーセント
工場	8パーセント
本社等、研究所及び工場以外の事業所	6パーセント

別表第 5
別表第 4 (第 8 条第 1 項)

(表 省 略)

別表第 6 (第 8 条 第 1 項)

費 用 の 種 類	上 限 額
投下資本額に係る土地の取得及び賃借に係る費用	1,000,000,000円
投下資本額に係る家屋の新築、増築及び取得並びに償却資産の取得に係る費用	2,000,000,000円

別表第 7 (第 8 条 第 2 項)
別表第 5

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

(第 1 項 省 略)

- 2 前項第 1 号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産賃借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助 成 金 算 定 基 準 額	金 額
4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上 100,000,000円以下	助成金算定基準額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
100,000,001円以上	100,000,000円

助 成 金 算 定 基 準 額	金 額
4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上 5,000,000円以下	2,000,000円
5,000,001円以上 6,300,000円以下	2,500,000円

6,300,001円以上	7,900,000円以下	3,150,000円
7,900,001円以上	9,900,000円以下	3,950,000円
9,900,001円以上	12,400,000円以下	4,950,000円
12,400,001円以上	15,500,000円以下	6,200,000円
15,500,001円以上	19,400,000円以下	7,750,000円
19,400,001円以上	24,300,000円以下	9,700,000円
24,300,001円以上	30,400,000円以下	12,150,000円
30,400,001円以上	38,000,000円以下	15,200,000円
38,000,001円以上	47,500,000円以下	19,000,000円
47,500,001円以上	59,400,000円以下	23,750,000円
59,400,001円以上	74,300,000円以下	29,700,000円
74,300,001円以上	92,900,000円以下	37,150,000円
92,900,001円以上	116,200,000円以下	46,450,000円
116,200,001円以上	145,300,000円以下	58,100,000円
145,300,001円以上	181,700,000円以下	72,650,000円
181,700,001円以上	200,000,000円以下	90,850,000円
200,000,001円以上		100,000,000円

(第 3 項、第 4 項及び備考省略)

別表第 8 (第 8 条の 2 第 1 項)

市 民 雇 用 者 増 加 数		金 額
1人以上	9人以下	500,000円
10人以上	19人以下	5,000,000円
20人以上	29人以下	10,000,000円

市第 107 号

30人以上	39人以下	15,000,000円
40人以上	49人以下	20,000,000円
50人以上	59人以下	25,000,000円
60人以上	69人以下	30,000,000円
70人以上	79人以下	35,000,000円
80人以上	89人以下	40,000,000円
90人以上	99人以下	45,000,000円
100人以上		50,000,000円